



Grant Thornton

An instinct for growth™

改正租税管理法および税務に関するガイダンスの最新情報

2019年7月



JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

Content

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、改正租税管理法、および、税務に関する新しいガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。



改正租税管理法38/2019/QH14 の注目すべき事項



見なし輸出のために輸入した原材料の輸入関税免税



輸入後に再輸出した貨物の付加価値税還付



1.改正租税管理法38/2019/QH14 の注目すべき事項

改正租税管理法 38/2019/QH14(2019年租税管理法)が、2019年6月13日、国会を通過し公布されました。施行日は2020年7月1日ですが、同法の電子インボイス、電子証票に関する条項については 2022年7月1日からの施行になります。この改正租税管理法で注目すべき事項としては以下のような点があります。



個人所得税確定申告書の提出期限延長

今回の改正租税管理法では、個人が直接に個人所得税の確定申告をする場合、確定申告書の提出期限は、暦年度終了後4か月目の最終日となりました。従って、税務当局へ直接に確定申告をする個人の場合、従来は暦年度終了後90日以内が提出期限でしたが、今後は期限が1か月延びることになります。これにより、税務当局へ直接に確定申告をする個人にとっては時間の余裕ができ、税務当局にとっては確定申告書を受領するタイミングが分散されることとなります。



移転価格行為に対する取り締まり強化

税務申告の義務、移転価格行為の取り締まりに関する新しい規定が設けられています。具体的には、固く禁じられる行為の中に、納税者および税務当局職員、税務当局との間での移転価格、脱税のための共謀、結託、蔵匿が含まれました。また、改正租税管理法では、移転価格・脱税の防止を目的とした関連当局による投資プロジェクトの審査強化について計画投資省が責任を負い指示、指導をすることも明記しています。

1.改正租税管理法38/2019/QH14 の注目すべき事項

納税者の権利の拡大

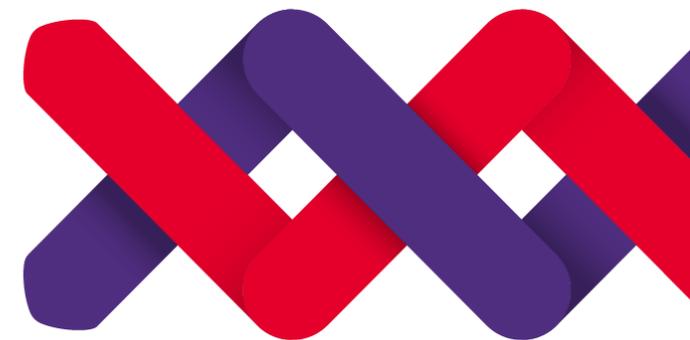
上述の点に加えて、改正租税管理法では、納税者の権利保証と共に税務当局への申告手続きなどをより容易かつ便利にする支援を目的とするその他事項が補足されています。

- 税金還付の手続きに要する時間、還付されない税額、および、還付されない税額についての法的根拠を知ることができる。
- 本法律および電子取引法の規定に基づき、税務当局のウェブサイトへ自らが送信した電子証票全ての検索、閲覧、印刷ができる。
- 税務当局および関連当局、機関との手続きに際して電子証票の使用ができる。
- 納税者の納税義務を確認する内容に関連する税務当局、管轄当局のガイダンス文書および処理決定により実施する場合、納税者は、税務に関する行政違反の罰則、延滞金利を科されません。(但し、この項が言及するガイダンスまたは処理決定が具体的に何を指すかは明確にされていないので、今後の情報を注目する必要があります)。

電子商取引に対する税務管理

今回の改正租税管理法で注目されるもう1つの点は、電子商取引に対する税務管理規定が初めて法令文書に規定されたことです。この新しい規定によれば、電子商取引について、ベトナムに恒久的施設を持たない外国のプロバイダーにより実施されるデジタルプラットフォームおよびその他サービスに基づく商売は、財政相の規定に従い、外国のプロバイダーが、直接または委任による税務登録、税務申告、納税を行う義務を負います。

2019年租税管理法の電子商取引に関する規定は、電子商取引そしてベトナムに恒久的施設を持たない外国のプロバイダーに対する税務管理業務を強化する法的基礎固めの第一歩となります。



2. 見なし輸出のために輸入した原材料の輸入関税免税

輸出製品加工製造の形態により輸入した貨物を見なし輸出した場合の税務処理に関するガイダンスとなる2019年6月25日付けOfficial Letter 4138/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されました。



このガイダンスによれば、輸出製品の加工製造のために原材料を輸入して、輸入した原材料の加工製造による製品を外国商人へ販売するけれども、外国商人の指示により在ベトナムの他企業へ引き渡しする場合（見なし輸出の形態による製品輸出）、見なし輸出をした製品の加工製造のために輸入した原材料に関わる輸入関税が免税になります。

このガイダンスは、以前に税関総局が発行した2018年10月5日付けOfficial Letter 5826/TCHQ-TXNKにおける第2項の内容に取って代わります。

3. 輸入後に再輸出した貨物の付加価値税還付

最近、輸入した貨物を外国の売主へ返品した場合、または、第三国へ再輸出した場合の付加価値税還付に関するガイダンスとして、2019年5月16日付けOfficial Letter 3005/TCHQ-TXNKおよび2019年3月14日付けOfficial Letter 1453/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されています。

上述のガイダンスでは、売主への返品または第三国への再輸出の場合について、輸出申告の時期に依って異なる対応をする旨の以下のような見解が税関総局から出されています。



2016年7月1日前に輸出申告をした場合：2015年3月25日付けCircular 38/2015/TT-BTC第49条第1項の規定により、税関当局が付加価値税を還付します。



2016年7月1日以降2018年2月1日前に輸出申告をした場合：貨物輸入の際に付加価値税を納税し、その後再輸出をした場合で、この期間中の輸出申告については還付されず、Circular 130/2016/TT-BTC第1条第3項の規定による申告・控除を行います。



2018年2月1日以降に輸出申告をした場合：輸入貨物の付加価値税を納税している場合、2018年4月20日付けCircular 39/2018/TT-BTC第1条第64項の規定により、税関当局が付加価値税を還付します。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Mayur Suthar

Tax Manager
D +84 28 3910 9138
E mayur.suthar@vn.gt.com